



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|      |                    |                |   |
|------|--------------------|----------------|---|
| 1415 | 清算法人平岩土地改良区の清算人の就任 | (農業農村整備課)..... | 1 |
| 1416 | 保安林の指定の解除予定        | (森林整備課).....   | 1 |
| 1417 | 保安林の指定施業要件の変更      | ( " ).....     | 1 |
| 1418 | "                  | ( " ).....     | 2 |
| 1419 | 公共測量の実施            | (技術調査課).....   | 2 |
| 1420 | "                  | ( " ).....     | 2 |
| 1421 | 公共測量の終了            | ( " ).....     | 3 |

### ○ 公告

|  |                     |                |   |
|--|---------------------|----------------|---|
|  | 加太みなとまちにおける指定管理者の募集 | (港湾空港振興課)..... | 3 |
|--|---------------------|----------------|---|

## 告 示

### 和歌山県告示第1415号

清算法人平岩土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成29年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した清算人

氏名 住所  
山野正博 日高郡日高川町大字原日浦21番地  
坂本直隆 和歌山市西高松一丁目7番15号 604号

### 和歌山県告示第1416号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成29年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字福井442の4、442の6、474の2、476の3、476の4、476の5
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

### 和歌山県告示第1417号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1418号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1419号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（航空レーザー測量）

2 作業期間 平成29年11月1日から平成30年3月30日まで

3 作業地域 国道24号、国道26号及び近畿自動車道松原那智勝浦線（田辺市稲成町から西牟婁郡すさみ町江住まで）

#### 和歌山県告示第1420号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成29年11月1日から平成30年1月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市長野地内

#### 和歌山県告示第1421号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき海南市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年6月9日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県海南市一円

## 公 告

### 公 告

県が設置する加太みなとまちにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成29年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要
  - (1) 名称 加太みなとまち
  - (2) 所在地 和歌山市加太地内及び地先
  - (3) 規模等
    - ア 敷地面積 加太緑地24,026㎡ 加太ビーチ736㎡
    - イ 施設 運動広場、観覧席、ゲートボール場、緑地駐車場、公衆トイレ、植栽帯、遊歩道、展望園路、シャワー施設等
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 施設の運営に関する業務
  - (2) 施設の維持管理に関する業務
  - (3) その他加太みなとまち指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務
- 3 指定の予定期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 申請資格  
申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。
  - (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県みなとまち条例（平成27年和歌山県条例第28号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
  - (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
  - (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないこと。
  - (4) 6（2）に定める現地説明会に参加していること。なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。
- 5 失格事項  
次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (4) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (7) 都道府県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (10) 公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (11) 公共機関の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
  - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
  - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
  - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

#### 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

## (1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成29年11月17日（金）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 配布場所 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階

## (2) 現地説明会

- ア 日時 平成29年11月27日（月）午後2時から午後4時まで（荒天の場合は、同月28日（火）午後2時から午後4時まで）
- イ 場所 和歌山市加太2692番地（和歌山市役所加太支所 2階会議室）
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

## (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布  
（ア）配布期間 (1) アに同じ。  
（イ）配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法  
（ア）提出期間 (1) アに同じ。  
（イ）提出場所 (1) イに同じ。  
（ウ）提出方法 配布場所に持参すること

## (4) 申請に係る質問等

- ア 期間 平成29年11月17日（金）から同月29日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 回答日 平成29年11月30日（木）から同年12月1日（金）まで
- ウ 注意事項  
（ア）口頭による質問には回答を行わない。  
（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

## (5) 申請受付期間等

- ア 期間 平成29年12月4日（月）から同月18日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 選定結果の通知及び公表 平成30年1月上旬予定

## (6) 指定管理者としての指定

平成30年2月下旬予定

## 7 問合せ先

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-3163  
ファクシミリ番号 073-433-4839